

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	76 件
国民年金関係	64 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	61 件
国民年金関係	40 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から41年3月まで

私は、夫が厚生年金保険の資格を喪失した後に、夫の勤務先を通じて私の国民年金の加入手続をしてもらい、その後、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料について、夫は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間中について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は10か月と短期間である。

また、申立人が保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫も、当該期間の保険料は納付済みとなっている上、申立期間当時、申立人夫婦に国民年金への加入を勧め、申立人夫婦の加入手続を代行し、申立人と連番で年金手帳の記号番号が払い出されている夫の勤務先の経営者夫婦も、申立期間の保険料を納付しているなど、申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から50年3月まで
私の国民年金保険料は、夫の分と一緒に、私又は夫が納付していたはずである。申立期間の保険料について、夫は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含め自身の保険料をすべて納付している。

また、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人夫婦の住所や夫の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことなど、申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から61年3月まで

私は、厚生年金保険の資格喪失後、区役所で国民年金の加入手続きを行い国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っており、申立期間は7か月と短期間である。また、申立人が送付されてきた納付書により自宅近くの金融機関で申立期間の保険料を納付していたとする方法は、申立期間当時、申立人が居住していた区の保険料の納付方法と合致しており、当該金融機関は、申立期間当時開設され、現年度分の保険料の収納業務を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3927

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで
私は、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関の職員に依頼して納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の期間の国民年金保険料を納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人が一緒に納付していたとする夫は申立期間の保険料が納付済みとなっている上、申立人が納付書により保険料を納付したとする方法は、申立期間当時に申立人が居住していた区の納付方法と合致し、申立人が保険料の納付を依頼していたとする金融機関においては、職員が当時保険料を預かって納付を代行していたことも確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致している上、申立人が納付書により保険料を納付したとする方法は、申立期間当時に申立人が居住していた区で行われていた納付方法と合致すること、申立人が納付したとする郵便局は申立期間当時開設されており、保険料の収納業務を行っていたことが確認できるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年6月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年9月まで
私は、区役所から国民年金保険料を納付するよう通知が来て、昭和53年7月に申立期間の保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年6月から41年9月までの期間については、申立人は、当該期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が納付したとする金額は、当該期間及び第3回特例納付により納付済みとなっている49年4月から同年12月までの期間を第3回特例納付により納付した場合の保険料額と一致するなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から40年5月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする金額は、当該期間を含む申立期間に加えて、第3回特例納付により納付済みとなっている期間の保険料を納付した場合の保険料額を大きく下回っているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年6月から41年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に納付していた。申立期間の夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである上、申立期間は3か月と短期間である。さらに、一緒に保険料を納付していたとする夫は、申立期間の自身の保険料は納付済みであるなど、申立人の申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 8 月

私は、昭和 58 年 4 月上旬に足の怪我で入院し国民年金保険料を納付できなかった。退院後就職が決まったため、国民年金資格喪失の手続を区役所で行い、その際に未納分の保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 7 月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は 5 か月と短期間である。また、申立人は、58 年 9 月 1 日から会社に就職することが決まったため、同年 8 月中に区役所で国民年金から厚生年金保険への切替手続を行ったと説明しており、申立人の所持する年金手帳の「被保険者でなくなった日」欄に 58 年 9 月 1 日と記載され、区押印があることから、切替手続が行われていることが確認できること、その際に入院中で納付できなかった保険料の納付方法を社会保険事務所に相談し、まとめて納付できるとの回答を得て区役所で納付したことを具体的に説明していることなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで
私達夫婦は、申立期間当時、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を必ず納付していた。私の昭和36年4月から5年間分の保険料が未納とされており、妻が納付済みであるのに私の分が未納となっている期間もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は40年1月に払い出されており、当該期間の国民年金保険料を納付することが可能であったこと、集金人に印紙で納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方式と合致していること、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間の保険料を納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの期間については、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと説明しているが、妻は39年6月までは厚生年金保険に加入しており、国民年金に加入し保険料の納付を開始したのは40年4月からとなっていること、上記の申立人の手帳記号番号の払出時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、夫が厚生年金に加入する前に、集金人に国民年金保険料を納付していたこと、「保険料が安いのでさかのぼって納付すると得です」と言われたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの期間については、申立人は、申立期間後は国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立人は、集金人に「保険料が安いのでさかのぼって納付すると得です」と言われたことを記憶しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年4月時点では、当該期間の保険料を納付することが可能であったこと、当該期間の大半の月額保険料は、42年4月以降の月額保険料よりも低額であったことが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで
私の妻は、私が厚生年金に加入する前に、集金人に国民年金保険料を納付していたこと、「保険料が安いのでさかのぼって納付すると得です」と言われたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの期間については、申立人は、申立期間後は国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立人の妻は、集金人に「保険料が安いのでさかのぼって納付すると得です」と言われたことを記憶しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年4月時点では、当該期間の保険料を納付することが可能であったこと、当該期間の大半の月額保険料は、42年4月以降の月額保険料よりも低額であったことが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から当時の状況等を聴取することが困難である。また、申立人の妻は、当該期間の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から46年3月まで
私の国民年金保険料は、結婚前は自分で納付し、結婚後は私が夫の保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間中の保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続をいずれも適切に行っている。また、申立人が一緒に保険料を納付したとする夫は、保険料を結婚後の昭和43年8月以降平成15年11月までの期間の保険料をすべて納付していることが確認できるなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3940

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は、国民年金に加入後、私の妻が自宅に来ていた集金人等に夫婦2人分の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月ごろに夫婦連番で国民年金手帳の記号番号の払い出しを受けた後、国民年金加入期間中の保険料をおおむね納付している上、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人は、申立期間直前の期間の保険料をさかのぼって納付していることが確認でき、申立期間直後の期間の保険料も納付していることが確認できるなど、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3941

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの期間及び昭和57年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和54年1月から同年3月まで
②昭和57年4月から同年6月まで

私の国民年金保険料は、母又は妻が集金人に納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は①及び②を合わせて6か月と短期間である。

また、申立人が居住する市では、平成3年3月末ごろまで納付組織による国民年金保険料の徴収が行われていたことが確認できるなど、申立人の申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から42年3月まで
② 昭和53年10月から54年3月まで

私の母親は、私に何も言わずに私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。母親が、私の申立期間①の保険料を納めずに、自分の保険料だけを納付するはずはない。また、申立期間②については、私は、昭和53年10月ごろ国民健康保険の加入手続をした時に、区役所職員から国民年金も強制加入であるから必ず加入するようと言われ加入手続をし、保険料は、母親が納付してくれていた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は、当該期間当初の昭和41年10月に国民年金の資格を取得していることが国民年金手帳により確認できる上、申立人の国民年金手帳の記号番号払出日から、当該期間は過年度納付することが可能である。また、申立人の保険料を納付していたとされる母親は、自身の保険料をすべて納付しており、そのうち複数回は過年度納付している上、当該期間は6か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から45年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで

私の国民年金の加入手続は、家業の経理をしていた兄が行い、私の国民年金保険料も兄が家族全員分の保険料と一緒に納めてくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、国民年金手帳の記号番号の払出日から当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人の兄が保険料を納付していたとする同居の家族も保険料を納付済みである上、当該期間は3か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の兄が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとされる兄は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年8月ごろの時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、第1回特例納付の実施期間であるものの、兄は、申立人の保険料をまとめて納付したことは無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から同年12月まで
私は、昭和53年6月ごろ、夫に勧められて国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。途中の3か月のみ保険料を納付しないということは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の夫の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3950

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私たち夫婦は、昭和36年に、当時居住していた区の職員に国民年金の加入を勧められ、夫婦で加入した。当時の国民年金保険料は月額100円で、夫婦二人分の保険料は6か月分ずつ一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月に夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された36年4月時点では、申立期間は現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3951

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私たち夫婦は、昭和36年に、当時居住していた区の職員に国民年金の加入を勧められ、夫婦で加入した。当時の国民年金保険料は月額100円で、夫婦二人分の保険料は6か月分ずつ一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月に夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間後の国民年金保険料を納付しており、申立期間は12か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された36年4月時点では、申立期間は現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年1月
② 昭和48年1月から同年3月まで

私は、会社の人事担当者から退職後は国民年金に加入しなければならないと指導されたため、会社を退職後すぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を漏れなく納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号払出日及び申立人の所持する年金手帳の資格取得欄に、「昭和46年1月10日」と記載されていることなどから、申立人は、当該期間に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付書を受け取っていたものと考えられる上、当該期間は1か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料は現年度に納付されており、その期間は3か月と短期間である上、当該期間後の保険料はすべて納付されているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から49年6月まで

私は、結婚後、妻から「国民年金に加入して国民年金保険料を納めた方がいいですよ。」と言われ、その後、しばらくして妻から「保険料をまとめて、20万円ぐらい納めて来ました。」と言われたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻は、申立人の当該期間の保険料をまとめて納付したとする時期は昭和51年に誕生した二女が3歳で幼稚園に入園した54年ごろと具体的に説明しており、その時期は第3回特例納付の実施期間である上、申立期間は強制加入期間である。また、保険料をまとめて納付したとする妻も婚姻後は自身の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から47年3月まで

私は、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が夫の分は納付済みであるのに、私の分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の期間の国民年金保険料を納付済みであり、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。また、申立人及びその夫が所持する保険料の領収書により、申立期間直後の昭和47年4月から53年3月までの保険料は夫婦同一日に納付されていることが確認できることから、申立期間を含む期間の保険料は基本的に夫婦一緒に納付していたものと考えられる上、夫の申立期間の保険料は納付済みとなっていることなど、申立人の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間直後の47年4月から48年3月までの保険料は未納とされていたが、申立人の所持する領収書により納付済みに記録訂正されており、申立期間の記録管理についても過誤があった可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から同年3月まで
私は、引っ越しをした際に、区役所で住所変更手続きを行い、併せて国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立期間は3か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から39年2月まで

私は、昭和37年に自宅に来た区の職員に国民年金の加入を勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を区の集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き昭和48年11月以後65歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付している。また、自宅へ来た区の職員に国民年金の加入手続を依頼し、集金人に保険料を納付したとする方法は、申立人が居住していた区の加入勧奨手続や納付方法と合致しており、納付したとする保険料の金額は申立期間の保険料額と一致している上、39年3月に国民年金への任意加入を止めた経緯及び48年11月に再度任意加入した経緯に関する記憶が具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで
私たち夫婦の国民年金保険料は、妻の父が、妻の母と私たち夫婦の3人分を納付していた。妻の母が納付済となっているのに、私たち夫婦の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間は12か月と短期間である。申立人の妻の父親と一緒に納付したとする申立人の妻の母親は、申立期間の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで
私たち夫婦の国民年金保険料は、父が、母と私たち夫婦の3人分を納付していた。母が納付済となっているのに、私たち夫婦の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間は12か月と短期間である。申立人の父親と一緒に納付したとする申立人の母親は、申立期間の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から同年9月までの期間、44年10月から45年3月までの期間及び47年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年7月から同年9月まで
② 昭和44年10月から45年3月まで
③ 昭和47年4月から同年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している上、申立期間の前後は納付済であり、申立期間は計12か月と短期間である。また、申立人が納付したとする区の出張所は、申立期間当時開設され、保険料を収納しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年4月

私は、再就職後の昭和63年6月か7月に、国民年金に再加入し、失業していた申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である。また、申立人が区役所で国民年金の再加入時に保険料を納付書により納付したとする方法は、区の納付方法と一致する上、申立人の夫は、申立期間当時、申立人から国民年金に再加入し保険料を納付したことを聞いたと証言しているなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から56年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から53年3月まで
② 昭和53年7月から56年6月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料をまとめて納付した。また、申立期間②の保険料を口座振替を利用するなどして納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が、昭和55年6月30日に36年4月から48年5月までの国民年金保険料を第3回特例納付により納付し、当該期間直前の3か月及び直後の7か月の保険料を納付している。また、当該期間の保険料は、特例納付した55年から56年の間に過年度納付又は現年度納付により納付することが可能である。申立人は、当該期間のすべての保険料を納付しなければ国民年金の受給資格を取得できないことから、当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付した保険料の金額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から56年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3971

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から45年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

私は、国民年金に加入してから、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は合わせて12か月と短期間である。また、申立人は、第2回特例納付により合計15か月分の保険料を納付していることが確認でき、申立人は、当該納付時点で60歳到達時まで納付すれば特例納付をしなくても受給資格期間を満たしていたことから、年金を満額に近づけるために特例納付をしたものと考えられ、申立期間の短期間の保険料を未納のままにしておくのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から同年12月までの期間、41年1月から同年3月までの期間、42年10月から同年12月までの期間及び44年7月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年10月から同年12月まで
② 昭和41年1月から同年3月まで
③ 昭和42年10月から同年12月まで
④ 昭和44年7月から46年3月まで

私の夫は、私が国民年金に加入してから、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③はそれぞれ3か月と短期間で、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立期間②及び④のうちの昭和45年4月から46年3月までの期間については、夫婦二人分の保険料を納付していたとする夫は当該期間の自身の保険料が納付済みとなっている上、申立人は、第2回特例納付により30か月分の保険料を納付していることが確認でき、申立人は、当該納付時点で60歳到達時まで納付すれば特例納付をしなくても受給資格期間を満たしていたことから、年金を満額に近づけるために特例納付をしたものと考えられ、申立期間の保険料を未納のままにしておくのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年8月まで
私は、婚姻後、しばらくして国民年金に任意加入できることを知り、国民年金の加入手続をし、市の集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年4月から46年8月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を市の集金人に納付し領収書を受け取っていたとする納付方法は、申立人が当時居住していた市が独自に採用していた納付方法と合致し、申立人の夫は、当該期間当時、申立人が納付した保険料の領収書を見たことがあると証言するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間当時に居住していた市で実施されていた印紙検認方式に関する記憶が無いと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの期間、43年7月から44年3月までの期間、44年10月から45年3月までの期間並びに45年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から42年3月まで
② 昭和43年1月から同年3月まで
③ 昭和43年7月から44年3月まで
④ 昭和44年10月から45年3月まで
⑤ 昭和45年8月及び同年9月

私は、申立期間の国民年金保険料を区役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③、④及び⑤については、申立期間②、③及び④の前後の期間並びに⑤の直前の期間の国民年金保険料が納付済みとなっている上、当該期間は、それぞれ2か月から9か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付金額等に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの期間、43年7月から44年3月までの期間、44年10月から45年3月までの期間並びに45年8月及び同年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間、52年4月から同年6月までの期間及び53年7月から54年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和52年4月から同年6月まで
③ 昭和53年7月から54年11月まで

私たち夫婦は、国民年金の制度発足時から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の夫が納付書により保険料を納付していたとする方法は、申立人夫婦が申立期間当時に居住していた区の納付方法と合致しており、保険料を納付していたとする金融機関は、当時開設されており、保険料の収納業務を行っていたことが確認できる上、申立期間当時に申立人夫婦が作成した確定申告書を点検していたとする税理士は、保険料の納付状況について領収書により確認していたが、申立期間の保険料の未納は無かったと証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間、52年4月から同年6月までの期間及び53年7月から54年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和52年4月から同年6月まで
③ 昭和53年7月から54年11月まで

私たち夫婦は、国民年金の制度発足時から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人が納付書により保険料を納付していたとする方法は、申立人夫婦が申立期間当時に居住していた区の納付方法と合致しており、保険料を納付していたとする金融機関は、当時開設されており、保険料の収納業務を行っていたことが確認できる上、申立期間当時に申立人夫婦が作成した確定申告書を点検していたとする税理士は、保険料の納付状況について領収書により確認していたが、申立期間の保険料の未納は無かったと証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年12月まで

私は、国民年金に加入し、すぐに区役所で3か月分の国民年金保険料を納付し、その後、申立期間の保険料をまとめて集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和44年1月以降、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は9か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年12月時点で申立期間の保険料の現年度納付が可能であり、翌月の44年1月に同月から3月までの保険料を納付していること、申立人が申立期間の保険料を集金人に納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致していること、申立人が納付していたとする金額は、申立期間の保険料額と一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から42年12月まで
私の父は、私の結婚前の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立人の父親が申立人の保険料と一緒に保険料を納付していたとする母親及び二人の姉は、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっており、父親が保険料を納付していたとする区役所は、申立期間当時に申立人の説明する場所に所在し、保険料の収納を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から38年3月まで
② 昭和38年6月から40年3月まで

私は、国民年金に加入後、夫とともに国民年金保険料を納付していた。また、保険料の未納があった場合は、さかのぼって納付したこともある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和39年7月から40年3月については、申立人夫婦は、過年度納付、特例納付等による保険料の納付状況がおおむね同じであり、当該期間については、一緒に保険料を納付していたとする夫の保険料は第1回特例納付により納付済みとなっているなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和38年6月から39年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付方法等の記憶が曖昧である上、一緒に保険料を納付していたとする夫も当該期間は未納となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで
② 昭和42年11月から43年3月まで
③ 昭和43年10月から44年3月まで

私たち夫婦は、年をとってから年金を受け取ることができるように区役所で国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、昭和43年4月以降、当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間の前後の保険料は納付済みであり、当該期間は6か月と短期間である。また、申立人の特殊台帳では当該期間の保険料は納付済みと記録されており、国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出されている夫の当該期間の保険料は納付済みとされているなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告等)が無く、申立人は当該期間の保険料の納付方法、保険料額の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から43年9月まで
私たち夫婦は、年をとってから年金を受け取ることができるように区役所で国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年4月から同年9月までについては、申立人は当該期間直後の43年10月以降の国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻の当該期間の保険料は納付済みとなっているなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和37年2月から43年3月までについては、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の保険料を納付していたとする妻は当該期間の保険料の納付方法、保険料額の記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和43年10月時点では、当該期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで

私は、ミシンの購入費を月賦で払っていたころ、一緒に国民年金保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和38年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料を納付しており、当該期間前後の期間の保険料は納付済みで、当該期間は12か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、ミシンの月賦と一緒に保険料を払っていたと記憶しているが、ミシンを買ったのは昭和37年の結婚以後であると説明している上、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月及び同年7月

私は、昭和47年6月に、金融機関の「奥さま年金」の口座開設と同時に国民年金に加入し、国民年金保険料を口座振替で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は2か月と短期間である。また、申立人は、昭和47年6月に国民年金信託制度により国民年金に任意加入しており、申立人と同時期に同じ金融機関において国民年金信託制度により国民年金に加入している被保険者の納付記録を確認した結果、多数の任意加入者が加入した月からの保険料が納付済みとなっていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から55年1月まで

私は、国民年金制度の発足当初から夫婦一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間について、夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年3月に国民年金手帳の記号番号が夫と連番で払い出されており、36年4月以降の申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況は、第2回特例納付による納付を含め一致している上、納付日を確認できる46年4月から47年3月までの期間及び48年7月から同年9月までの期間の保険料は夫婦同一日に納付しているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる。また、申立人の夫は、申立期間直前に転居していることが戸籍改製原附票により確認できるが、保険料は転居前後の期間も納付されており、申立期間の自身の保険料は納付済みとなっているなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から56年3月まで

私の妻は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。妻の保険料が納付済みで、私の申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の申立期間直後の期間の国民年金保険料は、夫婦とも同一期間が申請免除となっているなど、申立期間当時には、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる上、申立人及びその妻が免除申請手続をしたと考えられる時点では、申立期間の保険料は、過年度納付することが可能であり、妻は、申立期間の自身の保険料を申請免除期間中に過年度納付していることが確認できるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から41年3月まで

私は、昭和38年12月ごろに国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料を区役所の窓口で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間前の昭和39年度分の保険料を前納している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和38年12月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立期間は9か月と短期間で、申立期間前後の期間の保険料が納付済みとなっている上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、市役所において国民年金印紙を購入し、納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所において国民年金印紙を購入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと説明しており、申立人が当時居住していた市では、申立期間当時は市役所において国民年金印紙を販売し、保険料の収納を行っていたことが確認できる。

また、社会保険事務所が管理している国民年金手帳の記号番号払出簿を確認したところ、申立期間に係る申立人の記載が見られ、申立期間当時、申立人が国民年金の加入手続を行っていたことがうかがえる上、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和36年4月時点では申立期間の保険料は納付可能な期間であり、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や夫の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年3月までの期間及び46年4月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から41年3月まで
② 昭和46年4月から48年12月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料はさかのぼって区役所で納付したはずであり、申立期間②の保険料は区役所で定期的に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間当時に居住していた区において、新たに申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和40年1月に払い出されているため、当該期間の国民年金保険料を現年度及び過年度で納付することが可能な期間である上、当該期間直後の保険料が納付済みとなっており、当該期間直後の保険料は、申立人が所持する年金手帳には、当該手帳記号番号により納付されていたことが記載されている。また、申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料が納付済みとなっている上、当該期間後の保険料が前納されているほか、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から51年3月まで
② 昭和51年10月から同年12月まで

私は、昭和55年ごろ、申立期間の国民年金保険料について、過去の未納分と併せて納付できるというお知らせが届いたので、それに従ってすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和53年4月に払い出されているため、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、当該期間前後の期間の保険料が納付済みとなっている上、当該期間は3か月と短期間である。また、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が納付したとする金額は、実際の保険料額と異なっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4003

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から46年3月まで
私の国民年金保険料は、洋菓子店を開店するために転居してからは、夫が納めていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は60歳に達するまでの国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付していたとする夫は、申立期間の自身の保険料が納付済みである。

また、申立人は、昭和44年1月に国民年金の住所変更手続きを行っていたことが確認できることから、転居後の区において、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4004

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を市役所で行い、昭和48年4月に結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、平成18年3月以降は付加保険料も納付している。また、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和47年6月時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である上、申立人の保険料を納付していたとする母親は、39年7月に国民年金に任意加入し、60歳に到達するまでの保険料をすべて納付しており、45年10月からは付加保険料も納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、昭和48年10月から49年9月までの保険料は、当初は未納と記録されていたが、申立人の所持していた領収書により納付済みに記録が訂正されているなど、申立人の納付記録の管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4005

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 9 月まで

私は、母から勧められて国民年金の加入手続をした。その後は母に国民年金保険料を渡して、町会の集金人に納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について国民年金保険料をおおむね納付している上、申立期間は6か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が当時同居していた兄及び姉と連番で払い出されていたことが確認でき、兄及び姉は申立期間の自身の保険料をそれぞれ納付している。さらに、申立人の母親も、申立期間を含め、自身の保険料を 60 歳に到達するまですべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4006

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年2月まで

私は、平成4年9月に厚生年金保険の適用会社を退職後に、夫婦二人分の国民年金関係の切替手続きを行い、妻が申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は5か月と短期間である上、申立期間前後の厚生年金保険から国民年金への切替手続きをそれぞれ適切に行っており、厚生年金保険に再加入するまでの3か月間及び2か月間の短期間の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4007

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年2月まで
私の夫は、平成4年9月に厚生年金保険の適用会社を退職後に、夫婦二人分の国民年金関係の切替手続きを行い、私が申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年7月以降申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は5か月と短期間である上、申立期間前後の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続きをそれぞれ適切に行っており、再度第3号被保険者となるまでの3か月間及び2か月間の短期間の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4008

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から同年3月まで

私は、昭和31年に、クリーニング店で働き始め、国民年金制度発足時に店の主人が加入手続をしてくれ、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和36年4月から60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人は、申立期間後の昭和41年9月までクリーニング店に勤務しており、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4012

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年12月まで

私は、昭和44年ごろ、同じ社宅に住んでいた人に誘われて市役所に行き、国民年金の任意加入手続を行って、その場で国民年金保険料を納め、国民年金手帳の交付を受けた。加入後は、毎月市役所窓口で何百円かの保険料を納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者期間中の昭和44年9月に国民年金に任意加入し、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は9か月と短期間である上、申立期間及び申立期間前後の期間を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は見られないことなど、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私は、高校卒業後、家業を手伝っていたが、20歳になったとき、両親の国民年金保険料を集金に来ていた町役場職員に国民年金の加入を勧められ加入手続をし、両親とともに保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年1月から40年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年2月時点では、保険料を納付することが可能である上、申立人は当該払出以降の保険料をすべて納付しており、申立人が当該期間の保険料を納付していないとするのは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和37年4月から同年12月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和40年2月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、また、申立人が当該期間中に居住していた町が保管している国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に対する当該期間中の払出は確認できないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から41年3月まで
② 昭和56年10月から57年3月まで
③ 昭和59年4月から61年3月まで

私の国民年金の加入手続は、父が行い、申立期間①の国民年金保険料は、最初は父が納付してくれ、結婚後は主に亡夫が町役場で保険料を納付していた。申立期間②及び③については、私が郵便局または市役所で納付書により保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和38年2月の婚姻前は父親が国民年金保険料を納付したと説明しており、申立人と連番で手帳記号番号が払い出され、申立人と同様に父親が納付していたとしている長兄は、当該期間の自身の保険料は納付済みとなっている。また、申立人は、婚姻後は主に夫が申立人と夫自身の二人分の保険料を納付したと説明しており、夫は当該期間の自身の保険料が納付済みとなっているなど、申立期間①を通じて申立人の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立人が夫と二人分の保険料を一緒に納付したと説明するが、当該期間の夫の保険料も未納となっているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から46年3月まで
私が実家にいるころ、母が国民年金の加入手続きをしてくれ、私と兄の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。その後、上京し、勤務先の社長夫人に国民年金の加入を勧められたことから、社長夫人に加入手続きをしてもらい、昭和47年6月ごろに退職するまで保険料を納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び法定免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の母親が、申立人の保険料と一緒に納付していたとする兄は、申立期間の自身の保険料を納付していることが確認できる。さらに、社会保険庁の記録では、申立期間は未加入期間とされているものの、この期間が未加入となる理由は見当たらず、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間中である昭和43年6月に同年4月分の保険料が納付され、44年3月に印紙検認台紙が切り離されており、同年5月に当該手帳が再発行されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4019

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から42年3月まで

私は、国民年金保険料を集金に来た人から、「保険料の未納があると、将来、年金を受給できなくなる。」と言われ、後日、未納の保険料を納付書で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、未納であった保険料を納付するに至った経緯、納付方法について具体的に記憶している上、申立人の被保険者名簿によると、申立期間の保険料に係る過年度納付書が発行されていたことが確認できるとともに、申立人は、申立期間以外に過年度納付書が発行された記録がある期間については、その保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年8月まで

私は、平成6年9月に年金裁定手続のために、夫婦で社会保険事務所に行き、国民年金の加入手続をした際、職員から、4年10月からの国民年金保険料の未納を指摘され、今なら納付することができると言われた。また、裁定手続には課税証明書等が必要と言われ、当日、夫婦で区役所に行き、必要書類の交付を受けるとともに、妻が申立期間の保険料をまとめて納付した。貯金を下ろして保険料を納めたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立は、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付するに至った経緯、納付金額等について具体的に記憶しているとともに、妻名義の貯金通帳には、当時、申立期間の保険料額に相当する金額を出金した記録が認められる上、平成6年当時、社会保険事務所で国民年金の加入手続及び国民年金手帳の記号番号の払い出しを行うことは可能であったことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4021

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで
私の国民年金は、昭和36年12月ごろ、妻が、区役所で夫婦二人の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたとする妻は、国民年金に加入した経緯、加入時期、加入場所及び保険料の納付方法、納付金額等について具体的に記憶している上、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和36年12月ごろに夫婦連番で払い出されており、この時点で、申立期間は、保険料を現年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和36年12月ごろ、区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、国民年金に加入した経緯、加入時期、加入場所及び保険料の納付方法、納付金額等について具体的に記憶している上、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和36年12月ごろに夫婦連番で払い出されており、この時点で、申立期間は、保険料を現年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4023

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年12月から40年3月まで
私の国民年金は、母が加入手続きをしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。母から、母自身、姉及び私の保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで、夫が地方公務員等共済組合に加入している期間も国民年金に任意加入して国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続きをし、保険料を納付していたとする母親及び姉は、申立期間を含み、60歳に至るまで、自身の保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年3月ごろの時点で、申立期間は、保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、夫の国民年金保険料の集金に来ていた人に勧められて、国民年金に加入した。その際、さかのぼって保険料を納付することができることを聞き、可能な限りさかのぼって保険料を納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年7月から41年3月までの期間については、申立人の二つ目の国民年金手帳の記号番号が払い出された41年10月ごろの時点で、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、申立人は、国民年金に加入した経緯及びさかのぼって保険料を納付するに至った経緯、納付方法等を具体的に記憶している。また、申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から39年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和35年10月ごろに払い出された一つ目の手帳記号番号に係る国民年金手帳は見たこともないし、そのころ保険料を納付していた記憶もないと説明しており、また、二つ目の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和35年1月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月25日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に本社からC事業所に異動はあったが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の申立人に係る人事記録等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和35年1月25日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年2月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対する届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年1月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 1960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和26年12月21日に、同社C工場における資格喪失日に係る記録を56年8月1日に訂正し、26年12月及び27年1月の標準報酬月額を8,000円、56年7月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年12月21日から27年2月1日まで
② 昭和56年7月31日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①については、同社本社から同社B工場への異動があり、申立期間②については、同社C工場から関連会社への移籍があったが、それぞれの期間も継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社発行の在籍証明書により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和26年12月21日に同社本社から同社B工場に異動、56年8月1日に同社C工場から同社の関連会社であるD社（現在はE社。）に転籍）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、申立期間①は8,000円とし、申立期間②は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対する届出の誤りを認めていることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保

険事務所は、申立人に係る昭和26年12月、27年1月及び56年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（56年7月の保険料については、社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 1961

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社。）C支店における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和40年7月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年1月から40年4月までは3万6,000円、40年5月及び同年6月は5万6,000円とすることが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月21日から40年7月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動があったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る在籍証明書及び同社の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間の昭和39年1月21日から40年7月16日までについても同社C支店に勤務していたことが認められる。

そして、社会保険事務所のA社C支店に係る当初の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額については、昭和39年10月の定時決定及び40年5月の随時改定の記録があるものの、これらの記録がその後取消され、資格喪失日が39年1月21日と記録されている。また、当該被保険者名簿を新たに書き換えた被保険者名簿においても、同様の記録の取消し及び資格喪失日の記録がある。しかし、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額及び資格喪失について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主は、申立人が同社において、昭和40年7月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録

から、昭和 39 年 1 月から 40 年 4 月までは 3 万 6,000 円、40 年 5 月及び同年 6 月は 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

東京厚生年金 事案 1962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にA社から関連会社への異動があったものの、申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料の控除が確認できる給料支払明細書を提出するので、被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

昭和48年4月から6月までの給料支払明細書により、申立人がA社及びB社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、申立期間当時、B社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。しかし、同社の関連会社であるC社から異動したことが確認できる複数の従業員は、C社において昭和48年6月1日まで厚生年金保険の被保険者としての記録があり、上記明細書では、申立人の昭和48年5月の厚生年金保険料控除額は、A社における標準報酬月額に見合う額となっていることから、申立期間は、A社において厚生年金保険の被保険者であったとすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年5月の給与支払明細書における保険料控除額及び同年4月の社会保険事務所の記録から、8万

6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、雇用保険の離職日の翌日と厚生年金保険における被保険者資格喪失日が一致していることから、事業主が昭和48年5月1日を資格喪失日として届け出て、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 1963

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格取得日に係る記録を昭和29年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月21日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された在籍証明書等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和29年5月21日に同社C本社から同社B本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年6月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保有する厚生年金保険被保険者取得届及び喪失届により、社会保険事務所の記録どおり届出が行われたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 1965

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格喪失日に係る記録を昭和39年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月21日から同年3月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A組合での被保険者資格喪失日が昭和39年2月21日との回答をもらった。同組合には39年3月21日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合及び申立期間当時の社会保険事務担当者の証言により、申立人は、同組合に昭和39年3月21日まで勤務し、業務内容等にも変更がなかったことが認められる。

また、A組合は、申立人が同組合での経験を買われて、昭和39年3月21日にB事業所へ移籍することになったものであり、その際に空白期間が生じることはあり得ず、厚生年金保険料も間違いなく控除されていたはずであると供述している。そして、同組合の当時の社会保険事務担当者も、申立人の給与からの申立期間の保険料控除はあったとしている。このため、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立人の標準報酬月額については、A組合に係る昭和39年1月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、

事業主が昭和 39 年 2 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 2 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 1971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月14日から47年12月15日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を46年4月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、46年4月は5万2,000円、同年5月から同年9月までは6万円、同年10月は9万2,000円、同年11月は9万8,000円、同年12月から47年2月までは9万2,000円、同年3月から同年7月までは9万8,000円、同年8月は6万8,000円、同年9月及び同年10月は9万8,000円、同年11月は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月22日から47年12月15日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった雇用保険の記録により、申立人が同社に昭和46年2月22日から申立期間を含め、48年12月20日まで勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出のあった申立人に係る昭和46年分及び47年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人が、申立期間のうち、46年4月から47年11月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、A社では、申立期間当時、採用した従業員について、普通自動車第二種免許を取得し乗務員として選任された時点で厚生年金保険に加入させ、同時に給与から厚生年金保険料を控除する取扱いを行っていたとしており、また、

同社から提出のあった乗務員台帳及び上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、昭和46年2月22日の採用後、普通自動車第二種免許の取得を経て同年4月14日に乗務員として選任されており、かつ、同年2月及び同年3月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このため、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人の乗務員への選任日である昭和46年4月14日とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和46年4月から47年11月までの標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定しており、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人に係る46年分及び47年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における保険料控除額又は報酬月額から、46年4月は5万2,000円、同年5月から同年9月までは6万円、同年10月は9万2,000円、同年11月は9万8,000円、同年12月から47年2月までは9万2,000円、同年3月から同年7月までは9万8,000円、同年8月は6万8,000円、同年9月及び同年10月は9万8,000円、同年11月は7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年4月から47年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和46年2月22日から同年4月14日までの期間については、雇用保険の記録により、申立人がA社に当該期間も継続して勤務していたことは認められるものの、上記のとおり、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、同社は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったことが確認できる。

このため、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち昭和46年2月22日から同年4月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1972

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社（現在は、B社。）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月5日から38年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和31年の入社時から申立期間を含め、平成6年まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった職歴証明書及び健康保険組合の記録等により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和38年10月1日に同社C本社からD支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている昭和37年10月の算定結果から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年10月から38年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 1980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年2月10日から28年8月15日まで
② 昭和28年11月1日から29年6月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社及びB社で勤務していた申立期間①並びにC社で勤務していた申立期間②について、脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶はないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、脱退手当金の支給対象となる最終事業所（C社）に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年5か月後の昭和30年12月25日に支給決定がなされており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の戸籍謄本から、申立人の生年月日は、昭和6年2月2日と確認でき、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人について、戸籍謄本と同一の生年月日が記載されているところ、厚生年金保険被保険者台帳には、同社より前に申立人が勤務していた事業所（A社及びB社）に係る被保険者名簿に記載されている誤った生年月日が記載され、訂正されていないことから、社会保険事務所において、申立人に係る厚生年金保険加入記録が適正に管理されていなかったことがうかがえる。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と97円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月6日から37年6月1日まで
65歳になって、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金を受給していると言われた。
しかしながら、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和38年6月11日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付している上、国民年金に加入した以降は、共済組合、厚生年金保険に加入しているものの、いずれも適切に切替手続を行っており、未納期間は存在せず、年金を継続する意思がうかがわれることを踏まえると、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

東京厚生年金 事案 1990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月21日から同年12月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。しかし、A社には、昭和36年3月21日から平成14年11月20日まで継続して勤務していたので、申立期間においても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の「賃金台帳兼所得税源泉徴収簿」等により、申立人が申立期間においてもA社に継続して勤務し(昭和46年7月21日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年12月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の申立期間に係る当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 1991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月21日から40年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、A社には、当該期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに複数の同僚及び従業員の供述から、申立人は、C社D事業所に勤務していた多数の従業員と共に、昭和39年9月に新設のA社に移籍し、申立期間においても、A社に正社員として勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、C社D事業所からA社に移籍した15名のうち、申立人を除く14名の従業員は、申立人と同様に昭和39年9月21日にC社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、同年9月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、A社移籍後も継続して厚生年金保険に加入していることから、申立人のみが申立期間に厚生年金保険を脱退し、その保険料を控除されていなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年5月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため、不明であると主張しているが、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険の被保険者名簿を見ると、昭和40年4月21日の被保険者資格取得者9名と申立人を含む同年5月1日の被保険者資格取得者5名の計14名が同一の「届受番」で記録されているため、事業主は、同年5月2日以降に同年4月21日の被保険者資格取得者と同年5月1日の被保険者資格取得者の資格取得届をまとめて提出したと考えられ、申立人が39年9月1日または21日に被保険者資格を取得した旨の届出は行っていないものと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る39年9月から40年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの期間、41年4月から42年3月までの期間、54年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から40年3月まで
② 昭和41年4月から42年3月まで
③ 昭和54年7月及び同年8月

申立期間①及び②の国民年金保険料は、私自身が区役所又は区の出張所で印紙を購入して納付していたはずであり、申立期間③の保険料は、夫の勤務先が夫の分と一緒に国民年金事務組合に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び夫の勤務先が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①及び②については、申立人は当該期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、夫も申立期間の自身の保険料が未納となっているほか、申立期間①については、申立人は、当該期間の当初に転居しているが、転居に伴う住所変更手続きに関する記憶が曖昧であり、申立人が所持する国民年金手帳には、当該期間の保険料を納付したことを示す印紙検認記録は認められない上、申立人は、転居後に当該期間の保険料をまとめて納付した記憶は無いと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人の夫が勤務していた事業所は、当該期間直前の昭和54年6月に厚生年金保険の適用事業所となっており、当時の事業主は、当該時点において国民年金事務組合との間で結んでいた全従業員分の事務委託契約を解除したと証言している上、申立人は、自身で保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

私は、結婚後に国民年金に任意加入し、脱退するまでの間に、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間について、保険料の還付を受けた記憶が無いにもかかわらず、保険料が還付済み、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所に保管されている申立人の特殊台帳により、申立期間の国民年金保険料が納付されたことは確認できるものの、当該特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳には、申立人の資格喪失年月日が申立期間前の昭和37年11月21日と記載されており、当該資格喪失日以降の任意加入記録は記載されていないなど、申立人が申立期間当時に任意加入していたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の保険料が43年8月に還付金として支払われていることについて不合理な点は見られない。

また、当該無資格期間の納付に関する保険料の還付処理は、前述の特殊台帳において、還付期間、還付金額及び還付金支払年月日が確認でき、当該記載内容に不自然な点は見られないなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年5月までの期間、55年7月から56年2月までの期間、57年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年5月まで
② 昭和55年7月から56年2月まで
③ 昭和57年6月及び同年7月

私の年金手帳の「国民年金の記録」欄には、申立期間に国民年金に加入していた履歴が記入されているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期、申立期間の保険料の納付場所、納付方法及び納付額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年6月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年6月まで
私は、外国籍でも国民年金に加入できると言われて、昭和57年1月までさかのぼって国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続をした時期及び申立期間の保険料の納付時期に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和63年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3931

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、国民年金に加入した時に昭和36年4月までの国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、特例納付したとする申立期間の保険料額等に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年5月時点で、申立人は、特例納付及び過年度納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金受給資格期間を満たさないことから、年金受給資格期間を満たすために、40年4月から46年3月までの保険料を第1回特例納付及び過年度納付したものと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで
私は、昭和54年ごろに、区の職員から特例納付を勧められ、何回かに分けて申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が特例納付したとする金額は、第3回特例納付により納付済みと記録されている昭和36年4月から40年2月までの保険料額とおおむね一致し、申立期間の保険料を含めて特例納付した場合の金額とは大きく異なるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から61年3月まで

私は、会社退職後区役所で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付していたと思うので、申立期間の保険料を未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和57年3月の国民年金加入時に、区役所職員から国民年金手帳の代わりに国民年金の加入証書を受け取ったと説明しているが、区では、国民年金の新規加入者には国民年金手帳を交付しており、それに代わる証書等を交付することはなかったとしているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第3号被保険者制度発足時の昭和61年4月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年1月まで
私の国民年金保険料は、当時会社の経理を行っていた私の母親が妻の保険料と一緒に納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び納付には関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻の国民年金手帳の記号番号の払い出しは、払出簿により確認できるものの、申立人に関しては厚生年金加入以前に国民年金の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで
私の国民年金保険料は、私の母が納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付を行ったとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、納付状況等が不明確である。また、申立人は、加入の時期及び加入手続を行った者に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年5月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3944

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から平成4年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は区役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、当時集金に訪れていた婦人会の役員に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、申立期間当時は婦人会の役員が保険料を集金していたと説明しているが、当時申立人が居住していた市では、当該時期に婦人会等の納付組織は存在しておらず、市職員が保険料の集金に訪問していたことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の所持する国民年金手帳及び申立人が居住していた市の国民年金被保険者台帳から、申立人は、昭和37年10月に国民年金に任意加入していることが確認でき、当該任意加入時点では、申立期間にさかのぼって保険料を納付することはできず、申立人自身も現在所持している国民年金手帳以外の手帳は無いと説明するなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から51年3月まで

私の国民年金保険料は、母親が納付してくれていたが、昭和48年ごろに社会保険事務所から呼び出され未納の指摘を受け、未納分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和48年ごろに社会保険事務所に呼び出され、未納分の保険料を納付したと説明するが、当該社会保険事務所の国民年金事務の取り扱いが開始されたのは58年7月以降である上、納付した金額に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、当該納付以前に母親が納付していたと説明するが、申立人は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人及び母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から40年3月まで

私は、20歳になった昭和36年8月ごろに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を自宅前の金融機関で納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料額及び納付方法等に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が当時居住していた区及び国民年金手帳の記号番号の払出官署において、申立人の手帳記号番号が払い出された記録は無い上、申立人は、所持している年金手帳は、厚生年金保険の手帳一冊のみで、他に紛失したことは無いと説明しているなど、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から同年6月までの期間及び4年6月から5年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成2年3月から同年6月まで
②平成4年6月から5年2月まで

私は、申立期間①は、会社を退職後すぐに、国民年金の加入手続と併せて国民健康保険の加入手続をし、自宅近くの金融機関などで国民年金保険料を納付していた。申立期間②は、在職中にもかかわらず厚生年金保険の資格喪失をしているが、その期間の国民年金の加入手続や保険料の納付は勤務していた会社がしていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び勤務先の事業主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は納付したとする保険料額についての記憶が曖昧であり、申立期間②については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に参与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする勤務先の事業主から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。また、申立人と同様に在職中であったにもかかわらず、申立人と同日に厚生年金保険を資格喪失している同僚は、資格喪失後の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、元妻によるものであると説明しているなど、申立人及び勤務先の事業主が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は現在所持する国民年金手帳をいつから所持していたのか記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から41年3月までの期間及び昭和42年1月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から41年3月まで
② 昭和42年1月から43年3月まで

私は、母から2冊のシールを貼った手帳を渡され、申立期間の国民年金保険料を納めていたと聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、姉、2人の弟及び妹は、申立期間の一部が未納又は国民年金に未加入となっているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から39年12月までの期間及び42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から39年12月まで
② 昭和42年4月から43年3月まで

私は、申立期間①については、過去の未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付したはずだし、申立期間②についても保険料を納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間①については、第3回特例納付により納付したとする金額、納付時期に関する記憶が曖昧であり、また、申立期間②については、保険料の納付金額、納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年10月までの期間、39年6月から同年10月までの期間及び39年11月から48年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年10月まで
② 昭和39年6月から同年10月まで
③ 昭和39年11月から48年4月まで

私の母親は、私が二十歳になった時に、国民年金の加入手続をしてくれ、結婚するまでの間、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、結婚後は、自分で国民年金に任意加入し、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和39年6月に会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶が無いと説明している上、48年5月に国民年金に任意加入し、国民年金手帳の記号番号が払い出されており、制度上、当該期間の保険料をさかのぼって納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3961

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和40年に国民年金に加入し、自分で国民年金保険料を納付してきた。しかし、それ以前に、母親が私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年10月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年8月までの期間、39年11月から41年3月までの期間及び41年7月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年8月まで
② 昭和39年11月から41年3月まで
③ 昭和41年7月から42年3月まで

私の母は、申立期間の私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。さらに、申立期間①のうち昭和36年12月から37年8月までの期間及び申立期間②のうち39年11月から40年7月までの期間については婚姻中の元夫も当該期間の大部分が未加入又は未納となっているなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年11月時点では、申立期間①の一部は時効により納付できない期間であり、この時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から同年8月まで
私の母は、申立期間の国民年金保険料を兄の分と一緒に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上申立人の母親と一緒に納付していたとする申立人の兄も申立期間の一部は未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3970

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から45年12月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、毎月、区の集金人に国民年金保険料を納めてくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が不明確である上、申立期間同時に申立人及び母親と同居し、家業を手伝っていたとされる申立人の弟も20歳から約2年間の保険料が未納となっているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年10月時点は、第1回特例納付実施期間であるものの、母親は、保険料をまとめて納付した記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年1月から43年10月まで
私の父は、私の婚姻前の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であり、申立期間当時に同居していた母親及び弟も国民年金に未加入であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年3月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から51年9月まで
私は、会社を退職後に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする申立期間の保険料額は、当時の保険料額と異なる上、納付方法等の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年9月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶が無い上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は、私立学校を退職した後、国民年金の加入手続をして区役所の支所の窓口で国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、納付したとする保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年3月まで

私たち夫婦は、夫が会社を退職後、すぐに夫婦で国民年金に加入した。その後は、途切れることなく国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、夫婦二人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたという申立人は、加入時期、保険料の納付方法等の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年11月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶もなく、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年3月まで

私たち夫婦は、私が会社を退職した後すぐに夫婦で国民年金に加入した。その後は、妻が途切れることなく国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、夫婦の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の保険料を納付していたという申立人の妻は、加入時期、保険料の納付方法の記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年11月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人の妻は保険料をさかのぼって納付した記憶もなく、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの期間及び37年2月から平成11年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年12月まで
② 昭和37年2月から平成11年1月まで

私の妻は、昭和36年の結婚当初に夫婦二人の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。保険料を納付していた妻は納付済みとされているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続をし、保険料を納付していたとされる妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の所持する昭和39年7月に再発行された国民年金手帳には保険料が印紙検認により納付された記録が無い上、申立人の国民年金被保険者台帳は44年に消除されており、その後、復活した事情も見られないなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年9月まで

私は、昭和34年か35年ごろ、自宅に来た勧誘員に勧められて国民年金に加入し、ピンク色の手帳を渡され、申立期間の国民年金保険料を納付し、手帳に丸いスタンプを押してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の所持する領収書により、昭和41年1月に時効期間内の38年10月までの保険料をさかのぼって過年度納付及び現年度納付したことが確認でき、当該時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、夫の申立期間の保険料も未納である。また、申立人の所持する36年4月発行の国民年金手帳には、申立期間の保険料が印紙検認により納付された記録が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から42年3月まで
私の妻は、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に参与しておらず、加入手続をしたとする妻は、加入手続をした時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年6月時点で、申立期間直後の期間の保険料を過年度納付及び第1回特例納付していることが確認できるものの、妻はまとめて納付した金額等の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から49年3月まで

私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、住民票を移した時及び夫が厚生年金保険に加入した時に区役所窓口で保険料が納められていることを確認したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であり、申立期間当時に同居していた三兄も、申立期間当時は国民年金に未加入で、保険料が未納となっている。また、申立人は、婚姻後の申立人の保険料を納付していたとする義母からも、保険料をさかのぼって納付したことを聞いた記憶は無いと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から46年12月まで

私は、国民年金に加入した後、1、2年経ってから、区役所から電話があり、国民年金保険料を納付し忘れたときに年金が将来もらえなくなる可能性があると言われたため、役所の人に提示された2年分の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料額について、夫婦二人分を納付したのか、一人分を納付したのかに関する記憶が曖昧である。また、申立人は、国民年金の加入手続時に納付したのは現年度分の保険料のみであり、さかのぼって納付したのは1度だけであると説明しており、申立人及びその夫の保険料は国民年金手帳の記号番号の払出日からさかのぼって納付されていることが確認できるものの、申立人が納付したとする金額は、夫婦の納付済みとなっている期間の保険料とおおむね一致するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4000

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から40年3月まで

私は、私の妻に国民年金保険料の納付を任せていたので、納付方法は分からないが、妻が申立期間の保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の妻（平成18年死亡）から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、納付していたとされる申立人の妻も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4001

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から60年12月まで

私は、昭和51年4月に夫が会社を退職後、速やかに市役所で国民年金の加入手続を行い、夫の分と併せて申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月に夫が会社を退職後、速やかに市役所で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は1年7か月後の52年11月に払い出されており、申立内容に不合理な点が見られる上、申立人が併せて納付したとする夫も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4002

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、昭和36年4月の国民年金制度の発足以降、私の会社の経理担当者が継続して納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を自身の会社の顧問税理士又は経理担当者に依頼したと説明しているが、申立人の会社の顧問税理士（既に死亡）から当時の加入手続状況を聴取することができない上、申立人の会社の経理担当者は申立人の国民年金の加入手続を行ったかどうか覚えていないと説明しているなど、当時の状況が不明確である。また、保険料を納付していたとされる申立人の会社の経理担当者は、昭和36年4月の国民年金制度の発足以降、保険料を継続して納付していたと説明しているが、申立期間直前の36年4月から39年3月までの保険料は第3回特例納付でさかのぼって納付された記録が確認できるなど、申立内容に不合理な点が見られるとともに、保険料の納付時期、納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、申立人の会社の経理担当者が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、さらに、申立人の会社の経理担当者が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4009

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から45年3月まで

私は、昭和42年8月に会社を退職し、区役所で国民年金の加入手続きを行い、以後、国民年金保険料を区役所や金融機関で納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の加入手続き及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年9月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明している上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4010

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から51年6月まで

私は、区役所の職員から国民年金保険料をまとめて納付しなければ、国民年金を受給できないと聞き、納付していない期間の保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付開始時期に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、昭和55年2月8日に36年4月から47年7月までの保険料を第3回特例納付により納付していることが確認できるが、申立人は、当該納付時点において、特例納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付をしたと考えられること、申立人がさかのぼって納付したとする金額は、申立期間及び第3回特例納付により納付済みとなっている期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違することなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4011

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から51年6月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、特例納付を利用して私の夫が納付してくれたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、保険料の納付についての状況が不明確である。

また、申立人がさかのぼって納付したとする保険料額は、第3回特例納付で納付済みとなっている昭和36年4月から45年3月までの期間及び申立期間の保険料を特例納付した場合の金額と大きく相違する。

さらに、申立人は、国民年金に加入した53年10月時点で、特例納付及び過年度納付をしなければ、60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して上記の第3回特例納付及び過年度納付をしたと考えられる上、申立人の夫も、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して第3回特例納付及び過年度納付をしたと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4015

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から53年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から53年3月まで

私の父親は、私が大学に入学して、20歳になってから、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとする申立人の父親は、加入手続きの時期及び申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、昭和53年4月1日を資格取得日とする申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年5月に払い出されており、その時点では、申立期間にさかのぼって保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4016

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、申立期間当時、住民票の住所を実家に残し上京していたが、実家に住んでいた私の母が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれていた。結婚後、区役所の年金徴収員が加入手続の勧誘に来た際、申立期間について、当時住民票があった町役場が発行した国民年金保険料納付済みの証明書を年金徴収員に確認してもらった記憶がある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、結婚後、区役所の年金徴収員に対し、町役場発行の国民年金保険料の納付済証明書を提示したと説明しているが、当該町では、当該証明書は発行していないと説明するなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年10月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4017

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から52年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から52年3月まで

私は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた後、会社へ勤務し、会社で厚生年金保険料を納付しながら国民年金保険料を重複納付した。その後、申立期間の国民年金保険料は還付されているとの回答をもらったが、保険料の還付請求書も届いていないし、保険料の還付を受けた覚えもない。申立期間の保険料が還付されているとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であるにもかかわらず国民年金保険料を重複納付していたことが確認できるものの、当該重複納付にかかる還付事務処理については、国民年金被保険者名簿及び還付整理簿等により、還付金額及び還付金支払日等が明確に確認できることから、申立期間の保険料が申立人に対して還付されていることについて不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社で勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業したB小学校が保有している卒業生名簿の記述から、申立人は、勤務期間は定かでないが、同社に昭和20年4月に入社したことはうかがえる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保有していないことから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等を確認することができないとしている。

そして、申立人は、当時のA社における上司、同僚等の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間同時に厚生年金保険に加入した複数の従業員に照会したところ、いずれも申立人について知らないとしている。また、当該複数の従業員については、申立人と同時期の昭和20年4月に入社したとする3名のうち、2名は、同社では、試用期間があり、当該期間には厚生年金保険に加入させず、その保険料も控除していなかったとしている。このことは、当該被保険者名簿では、これらの3名の厚生年金保険被保険者資格の取得日が、同年10月又は11月となっていることから、裏付けられる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、申立人には具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 21 日から 31 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 30 年 2 月 21 日から 31 年 3 月 1 日までの間の加入記録がないとの回答をもらった。同社には当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において、昭和 29 年 12 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、30 年 2 月 21 日に資格を喪失後、31 年 3 月 1 日に同社において再度、資格を取得しており、30 年 2 月 21 日から 31 年 3 月 1 日までの被保険者記録が無い。

一方、A社は、保有していた「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人が、昭和 30 年 2 月 21 日に同社での被保険者資格を静養のために喪失し、31 年 3 月 1 日に再度、同社で資格を取得した旨の届出を行ったとしており、また、同社に在籍していない期間について、厚生年金保険料を控除することは無いとしている。そして、これらの届出は、社会保険事務所の記録と一致している。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間当時、同社に勤務し、厚生年金保険に加入していた複数の従業員に照会したところ、申立人の申立期間に係る勤務状況等を確認することはできなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1967

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年5月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社での被保険者資格取得日が昭和27年5月5日との回答をもらった。同社に入社したのは26年4月1日であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主からの証明書及び社員台帳により、申立人が、申立期間にA社に勤務していることは確認できる。

しかしながら、A社及びB健康保険組合に保存されていた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、昭和27年5月5日に申立人と同僚3名が被保険者の資格を新規に取得したことが確認でき、社会保険事務所の申立人及び同僚の厚生年金保険の被保険者記録と一致している。このことから、同社は、同じ日に申立人のほかに3名の者が厚生年金保険の資格を取得していることから、申立人はそれまでは厚生年金保険の被保険者ではなかったとしている。

また、上記同僚3名に厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、1名は同社に採用されたのは昭和26年2月4日であるが、厚生年金保険の被保険者となったのは1年3か月後の27年5月であり、厚生年金保険に加入する前は、厚生年金保険料は控除されていなかったとしている。このため、同社においては、申立期間当時、事業主は、従業員を採用後、一定期間経過してから厚生年金保険の加入手続を行ったものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月 16 日から 32 年 4 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事務所に勤務していた申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同事務所は、中学卒業後すぐに先生の紹介で就職し、当時の保険料控除の記載のある給与明細書もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した司法書士補助者使用届により、申立人が昭和 27 年 5 月 16 日において、A事務所に勤務していたことは認められる。

しかし、A事務所は、既に廃業しており、また、当時の事業主は既に死亡しており、さらに、同事務所は申立人の説明によれば申立人と事業主のみの事業所であり、同僚等もないことから、同事務所及びこれらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が提出した昭和 27 年 7 月分とする同事務所の給与支払明細書によれば、確かに厚生年金保険料が控除されているが、当該給与支払明細書に記された明細書用紙の製造番号をその製造元であるB社に確認したところ、昭和 29 年 5 月に製造を開始したものであり、申立期間当時の昭和 27 年には存在しないものであるとの回答があった。

加えて、当該給与支払明細書に記載されている給与額についても、当時の給与水準に比して中学を卒業したばかりの申立人が、当時の大卒者の初任給の4倍以上の報酬月額を受け取っているのは不自然と考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1969

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、確かに勤務しており、厚生年金保険料も控除されていた。年齢を理由に後から被保険者資格を取消しされるのは、納得いかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたとしている。

社会保険事務所の記録では、申立人はA社において平成 13 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失した記録があるが、これが 18 年 12 月 14 日に取り消されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、同社の採用年齢が 60 歳までであったことから、平成 13 年 4 月 1 日の入社時に、本来は昭和 11 年*月*日生まれの 65 歳であったにもかかわらず、17 年*月*日生まれの 59 歳と年齢を偽って同社に入社したと供述している。このことにより、同社は、申立人の届け出た年齢に従い、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得の届出を社会保険事務所に行い、社会保険事務所では、この届出に基づき申立期間の上記被保険者記録を作成したものと認められる。

ところで、申立期間当時、厚生年金保険法では、被保険者となり得るのは 65 歳未満の者であったことから、社会保険事務所は、平成 18 年 12 月 14 日に申立人の生年月日が昭和 11 年*月*日であり、申立期間の被保険者資格を有

しないことに気付き、申立人の加入記録を取消したことが確認できる。

これらの事実から判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を有していなかったことから、被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 14 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 36 年 10 月 26 日から 37 年 3 月 9 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について加入記録が無いとの回答をもらった。いずれも勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の昭和 35 年 3 月 14 日から同年 7 月 1 日までの期間についても、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保存しておらず、当時の事業主も死亡しているため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚等の名前を記憶していないことから、社会保険事務所のA社に係る厚生年金被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員9名に照会したところ、6名から回答があり、全員が申立人のことを記憶しているものの、申立期間も勤務していたか否かは覚えていないとしている。

そして、上記被保険者名簿において、申立人と同時期の昭和 35 年 7 月 1 日に厚生年金保険に加入していることが認められる従業員2名は、共に同年3月に入社し、厚生年金保険に加入するまでは保険料の控除は無かったと供述していることから、同社では、入社後一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

2 申立人は、申立期間②の昭和 36 年 10 月 26 日から 37 年 3 月 9 日までの期間について、B社に正社員として勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、同社の従業員については、雇用形態により正社員とそれ以外の臨時社員に分かれているところ、正社員の退職者のみが掲載されている名簿に申立人の氏名が無いことから、申立人が申立期間において正社員として勤務していたことを確認できず、申立人に係る勤務の実態や厚生年金保険の控除の状況については分からないとしている。

また、B社では、申立期間当時、臨時社員については、入社当初は厚生年金保険に加入させておらず、約1年後に勤務実績等を考慮して正社員になった場合にのみ同保険に加入させており、未加入者から保険料は控除していない旨回答している。

このことは、証言が得られた臨時社員2名について、その証言内容及び社会保険事務所の記録により、入社後約1年から1年3カ月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが認められることから裏付けられる。

さらに、申立人は、当時の上司や同僚の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所のB社に係る厚生年金被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入している従業員6名に照会したところ、4名から回答があり、全員申立人のことは記憶が無いとしている。

その上、申立期間のB社に係る厚生年金被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、記録訂正等の形跡も無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

- 3 以上のほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立期間①及び②について、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1973

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 6 月から 20 年 7 月まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した昭和 18 年 6 月から 20 年 7 月までの期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、戦時中の当該期間に学徒動員で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、勤労働員学徒としてA社に勤務していた旨申し立てている。

また、申立人が記憶していたA社の同僚に照会したところ、当該同僚は、申立人が申立期間当時、自分と同様に勤労働員学徒として同社に勤務していた記憶がある旨供述している。

さらに、申立人が在籍していたB大学から提出のあった申立人に係る卒業証明書により、申立人が昭和 20 年 9 月 25 日に同大学を卒業したことが確認できることから、上記同僚の供述も踏まえると、申立人が申立期間当時、勤労働員学徒としてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号。昭和 19 年 6 月 1 日以降は、厚生年金保険法施行令）及び昭和 19 年厚生省告示第 50 号（通年勤労働員学徒指定）により、厚生年金保険の被保険者たらざる者として指定されている。

これらの事実から判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 ころから 8 年 2 月 ころまで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務した申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から名称変更したB社が保管しているA社の従業員名簿により、申立期間のうち、平成7年10月24日から8年2月10日までの期間については、申立人が同社に勤務していることが確認できる。

しかし、B社では、申立人は、申立期間当時、A社において臨時雇用であったとしており、また、同社では、申立期間当時、臨時雇用として採用した従業員については、雇用保険にのみ加入させる取扱いを行っていたことから、申立人は厚生年金保険に加入しておらず、したがって、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除は無かったとしている。

また、上記の従業員名簿では、従業員への社会保険の適用状況について「健保」欄及び「雇用」欄が設けられており、申立人については、「雇用」欄には記載があるが、「健保」欄には記載が無い。

そこで、上記の従業員名簿から、A社に申立人と同時期に入社し、申立期間当時、申立人と同様に雇用保険にのみ加入していることが確認できる従業員について厚生年金保険の加入状況をみると、社会保険庁の記録では、いずれも申立期間当時、同社における厚生年金保険の被保険者としての記録が無いことが確認できる。

さらに、B社では、申立期間当時、A社においては、社会保険の適用状況について健康保険と厚生年金保険はセットであったとしており、このことは、上

記の従業員名簿において、申立期間当時、健康保険に加入していることが確認できる従業員が、社会保険庁の記録ではいずれも厚生年金保険の被保険者となっていることから確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 9 月 30 日から 27 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和 26 年 9 月 30 日から 27 年 8 月 1 日までの申立期間も A社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社から提出のあった申立人に係る退職金計算書により、申立人が昭和 26 年 9 月 30 日に入社し、27 年 7 月 21 日に本採用となっていることが確認できるものの、社会保険事務所の同社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人は 27 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、A社では、申立期間当時の従業員に対する厚生年金保険の適用状況や申立人の厚生年金保険料の給与からの控除等については当時の資料も無く、不明であるとしている。

また、申立人が記憶していた同僚は、申立人が申立期間当時に A社に勤務していたことを記憶しているものの、当時の申立人に係る厚生年金保険料の給与からの控除等については不明であるとしている。

そこで、社会保険事務所の A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる 4 人の従業員に照会したところ、全員が、同社では入社後に試用期間を設け、当該期間は厚生年金保険に加入させていなかった旨供述しており、うち 1 人は、申立期間当時の同社における従業員の厚生年金保険への加入日は、本採用となった日の翌月 1 日であり、本採用日は各営業所長が決定していた旨供述している。

そして、上記の従業員が入社したとする日から社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者取得日までの期間を見ると、2か月ないし1年程度となっていることが確認できる。このため同社では、申立期間当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させるという取扱いを行っていたことが認められる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 1 日から 53 年 1 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の証言により、期間を特定できないものの、申立人がA社B営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に全喪しており、申立期間当時の事業主や社会保険事務担当者等は連絡先が不明である上、申立人が申立期間当時勤務していたとしているB営業所の所長も既に死亡しているため、同社及びこれらの者から申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いや申立人に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚の1人は、申立人が申立期間当時はA社B営業所に勤務していたことは記憶しているが、申立人の厚生年金保険の加入状況やその保険料の給与からの控除等については不明であるとしている。

さらに、申立人が記憶していたA社の同僚6人のうち、2人については、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿に氏名が無いことから、申立期間当時、同社の事業主は、一部の従業員について厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から40年10月30日まで
78歳の時に、社会保険事務所に対して、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について、脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年2月3日に支給決定がなされているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 21 日から 41 年 4 月 21 日まで
平成 20 年の春ごろ、ねんきん特別便が届き、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給されている旨の回答をもらった。

しかし、申立期間以前に、一度、脱退手当金を受給した記憶はあるが、それ以降、脱退手当金を受給したことは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示がある。

また、申立期間に係る事業所において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 41 年 4 月 21 日）の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の支給要件を満たす者について、その支給記録を確認したところ、申立人を含む 9 名に支給記録があり、そのうち 7 名は、被保険者資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1979

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月 1 日から 34 年 7 月 31 日まで

平成 20 年 4 月に、社会保険事務所に対して、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。

しかし、脱退手当金が支給されたとされる当時、そのような制度があることを知らなかったし、脱退手当金の請求や受給についても、全く記憶がない。

このため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年10月19日に支給決定がなされているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人がA社から受け取ったと供述する退職金額(約2万2,000円)は、同社の人事記録に記載されている退職金額(4万8,720円)と大きく相違している一方、脱退手当金の法定支給額(2万2,093円)と一致している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月から 34 年 1 月 5 日まで
② 昭和 34 年 1 月 5 日から 39 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 5 月 30 日まで

社会保険事務所において厚生年金保険加入期間を確認したところ、申立期間②及び③について脱退手当金を受給していると言われた。しかしながら、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

また、申立期間①については、厚生年金保険の加入記録が無いと言われた。昭和 32 年 1 月から A 社に継続して勤務していたので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人が勤務していた最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、脱退手当金の受給資格がある 4 名全員について脱退手当金の支給記録があり、このうち 3 名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、その委任に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 10 月 6 日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務

処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 34 年 1 月 5 日から 39 年 4 月 1 日まで A 社に勤務しており、申立期間①についても同社に勤務していたと申し立てしているところ、申立人が申立期間①について勤務していたことを証言する者は見当たらない。

また、A 社は吸収・合併を繰り返しており、同社の事業承継会社も存在せず、人事記録等の関連資料も残っていないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の実態について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の申立に係る事業所の事業所別被保険者名簿を確認したところ、整理番号の欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月 16 日から 34 年 4 月 19 日まで
平成 20 年 6 月に、社会保険事務所へ行って自分の年金記録を確認したとき、申立期間が脱退手当金受給済みになっていることを知った。脱退手当金の制度を知ったのはその時である。
しかし、私は、退職後、社会保険事務所からも会社からも脱退手当金をもらった覚えは無く、納得がいかないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、脱退手当金の支給記録を確認できた 22 名中 19 名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続きをした旨の供述をしていることに加え、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえ、申立人の脱退手当金の請求についても、その委任に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1984

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年2月1日から35年3月1日まで
② 昭和35年3月1日から39年1月1日まで

平成10年3月に60歳になり、過去に勤めた厚生年金保険の加入期間を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給済みとの回答があり、そのとき初めて脱退手当金の制度を知った。

しかし、退職当時は、年金はつなげるものとして再就職するつもりだったので、厚生年金保険を脱退するはずがない。事実関係を調査し、年金としてもらえるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年3月25日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年2月1日から同年12月25日まで
② 昭和25年9月1日から29年1月1日まで
③ 昭和29年8月1日から30年11月8日まで

60歳になって社会保険事務所に手続きに行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の支給時には、既にAに転居しており脱退手当金を受給したはずはないと思うので、事実関係を調査し、年金としてもらえるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年12月9日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
② 昭和 41 年 5 月 4 日から 43 年 7 月 1 日まで

60 歳になって社会保険事務所において年金受給の手続きを行った際に、脱退手当金を受給済みとなっていることが分かった。

しかし、年金請求の手続きを行う前に社会保険事務所へ行く用事は無かったし、脱退手当金については何も知らなかった。会社と折り合いが悪くなって辞めたので、退職金や賞与はもらっていないし、退職後、長期間経過してから脱退手当金が支給されたことになっているのは理解できない。脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社会保険事務所には、申立人の申立期間に係る「脱退手当金裁定請求書」及び「脱退手当金計算書」が保存されており、前者の「請求者の住所」欄には申立人しか知り得ない住所が記載されている。また、「脱退手当金計算書」には、申立人の住所地にある B 郵便局に対し、昭和 43 年 7 月 23 日付けで小切手を振出した記録が残っていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 22 日から 39 年 3 月 21 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 15 日まで
③ 昭和 40 年 2 月 1 日から 43 年 8 月 24 日まで
④ 昭和 43 年 11 月 21 日から 45 年 1 月 21 日まで

平成 20 年 5 月頃、送られてきたねんきん特別便を確認したところ、昭和 36 年 3 月 22 日から 45 年 1 月 21 日の被保険者期間が脱退手当金の支給対象期間となっていた。

しかしながら、当時は脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 45 年 5 月 21 日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年ころから 48 年ころまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 36 年ころから 48 年ころまでの期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間当時の給与明細書を保有しているので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間を明確に記憶していないが、昭和 36 年ころから 48 年ころまでの期間勤務したと主張しており、申立人から提出のあった同社における申立期間当時の給与明細書により、申立人は同社に 36 年 12 月から 45 年 6 月まで勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人から提出された昭和 36 年 12 月から 45 年 6 月までの給与明細書では、当該期間について給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から国民年金に加入しており、45 年 4 月から平成 7 年 12 月まで、その保険料を納付していることが確認できる。

なお、A社は、既に全喪しており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人が記憶していた複数の同僚に同社における申立人の勤務状況等を照会したところ、連絡のとれた 6 人のうち、3 人の同僚は、申立人のことを記憶していたが、申立人の勤務していた期間は分からないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（現在記録されている標準報酬月額に基づく部分を除く。）を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 47 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
②昭和 47 年 7 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

昭和 47 年 4 月 1 日に A 社に入社後、同年 7 月 1 日に関連会社である B 社に転籍し、48 年 3 月 31 日まで同社に勤務していたが、社会保険事務所の記録では、申立期間①及び②の標準報酬月額が、記憶している賃金額や失業保険被保険者離職票に記載されている就労時に受け取っていた賃金額より低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A 社に勤務した昭和 47 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの標準報酬月額が、申立期間①当時に受け取っていたはずの賃金額より低額であると申し立てている。

しかし、A 社は、申立期間①当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険料の控除の状況等については分からないとしている。

また、A 社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の申立人に係る記録は、社会保険事務所の記録と一致していることから、同社は、社会保険事務所に記録どおりの届出を行ったものと認められる。

さらに、社会保険事務所の A 社の被保険者名簿から、昭和 47 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得している従業員で、申立人と同年代の従業員 50 人の標準報酬月額を確認したところ、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

申立期間②については、申立人は、B 社に転籍して勤務した昭和 47 年 7 月

1日から48年4月1日までの標準報酬月額が、失業保険被保険者離職票に記載されている賃金額より低額であると申し立てている。

しかし、B社は、申立期間②当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険料の控除の状況等については分からないとしている。

また、B社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の申立人に係る記録は、社会保険事務所の記録と一致していることから、同社は、社会保険事務所に記録どおりの届出を行ったものと認められる。

さらに、社会保険事務所のB社の被保険者名簿から、申立人と同様に昭和47年7月1日に同社において厚生年金保険の資格を取得している従業員で、47年4月1日にA社に入社し、同年7月1日にA社からB社に転籍している従業員22人の標準報酬月額を確認したところ、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

以上のことに加えて、申立期間①及び②において、申立人が同じ会社で勤務していたことを記憶していた同僚は、A社及びB社においてそれぞれ申立人と同じ業務内容で勤務し、申立期間中に残業が多かったが固定給の変動は無かった供述しており、当該同僚の標準報酬月額は、申立人と同額で推移している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（現在記録されている標準報酬月額に基づく部分を除く。）を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。